

ID: 16

担当部署: 地域安全課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	高根沢町自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 第22条		
例規番号	平成6年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第22条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第22条 町長は、第12条、第13条、第15条、第17条又は第20条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日